

# 山頭火ふるさと館特別展等開催経費補助金交付要綱

令和4年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、山頭火ふるさと館（以下「ふるさと館」という。）において、ふるさと館を管理運営する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が、期間を定めて特別な資料の展示その他の特別の催し（以下「特別展等」という。）を行う場合、特別展等の開催に係る経費の一部を補助することについて、必要な事項を定める。

(補助金の額及び補助対象経費)

第2条 補助金の額は、市の予算の範囲内で市長の定める額とし、補助対象経費は、特別展等の開催に係る経費のうち出演料、謝金、旅費、通信費、広報費、保険料、借上料、委託費、企画・制作費、設営・舞台費、事務費とする。

(補助金の交付申請)

第3条 指定管理者は、補助金の交付を申請しようとするときは、山頭火ふるさと館特別展等開催経費補助金交付申請書に予算書及び事業計画書等の必要書類を添えて、市長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第4条 市長は前条の規定により、補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助の交付を決定し、指定管理者に通知する。

(特別展等の内容変更等)

第5条 指定管理者は、補助金の交付決定を受けた特別展等の内容に変更等が生じたときは、速やかに山頭火ふるさと館特別展等開催経費補助金変更交付申請書に、予算書及び事業計画等の必要書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の変更交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により、補助金変更交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を変更交付することが適当であると認めるときは、補助金の変更交付を決定し、指定管理者

に通知する。

(実績報告)

第7条 指定管理者は、特別展等が終了したときは、速やかに山頭火ふるさと館特別展等実績報告書を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、実績報告書の内容を審査し、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、指定管理者に通知するものとする。

(補助金の請求及び支払)

第9条 前条の補助金の額の確定通知を受けた指定管理者は、補助金の支払を受けようとするときは、補助金請求書を市長に提出し、市長は請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付する。

2 市長は、必要があると認めるときは、第4条及び第6条の規定により通知した補助金の額の範囲内で、概算払をすることができる。

3 指定管理者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払交付請求書を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、法令もしくは交付決定に基づく命令に違反したとき。

(4) その他、市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に当該取消しにかかる部分に対する補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の全部または一部の返還を命ずることができる。

3 本条の規定は、第8条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還命令)

第11条 市長は、指定管理者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が概算払により交付されているときは、指定管理者に期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。